

相続の開始（被相続人が亡くなった日）

2週間

死亡届の提出（7日以内）

介護保険資格喪失届（14日以内）

年金受給停止の届出（10日以内）

世帯主変更届（14日以内）

国民健康保険資格喪失届（14日以内）

金融機関への届出

後期高齢者医療資格喪失届（14日以内）

公共料金の名義変更

3か月

遺言書の有無を確認

遺言書がない場合

遺言書がある場合

検認の申立て

相続人の調査 → 法定相続情報一覧図作成

相続財産の調査（負債も調査）

相続の承認または放棄の決定（3か月以内）

遺産分割協議書の作成

不動産の名義変更

自動車の名義変更

株式等の名義変更

銀行口座の凍結解除

各相続手続きは時間が掛かるものが多いのでなるべく早く着手しましょう！



10か月

故人の確定申告（4か月以内）

相続税の申告・納付（10か月以内）

時効

埋葬料（2年）

死亡一時金（2年）

葬祭費（2年）

生命保険（3年）

高額療養費（2年）

未支給年金（5年）

高額介護サービス費（2年）

遺族年金（5年）

東京都八王子市大楽寺町272-12

行政書士谷口巧

東京都行政書士会八王子支部所属
登録資格：行政書士・宅地建物取引士

042-610-2959

mail@taniguchi-office.net

LINEでお問い合わせ



T2Planning

